

大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第23条及び第37条第2項の規定に基づき、大分市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格者の審査の申請手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格要件)

第2条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認める者については、この限りでない。

- (1) 営業に関し、法令上登録等を必要とする場合にあっては、それらの登録等を受けている者又は営業を開始している者であること。
- (2) 市税を完納している者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）でないこと。
- (4) 次に掲げる届出を全て行っている者（当該届出の義務がある者に限る。）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(審査の申請手続)

第3条 入札参加資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、申請書のほか、入札参加資格の審査に必要なと認める書類（以下「必要書類」という。）の提出を求めることができる。
- 3 申請書及び必要書類の提出期間は、平成5年を初年とする隔年の2月1日から3月10日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める者については、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する提出期間が満了する日後に市長が別に定める期間において、申請書及び必要書類の提出を受け付けるものとする。
- 5 市長は、前2項の規定による提出期間外に提出された申請書については、これを受理しないものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(資格の認定)

第4条 入札参加資格の有無の認定は、大分県知事が認定した入札参加資格によるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要書類の提出があったときは、当該必要書類を審査し、入札参加資格の有無を認定する。
- 3 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格の認定を行わないことができる。
 - (1) 申請書若しくは必要書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事

実の記載をしなかったとき。

(2) 審査を行うための実態調査に応じないとき。

(3) 暴力団関係者である等入札参加資格を与える者として適当でないと判断したとき。

(有資格者名簿への登録)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）を認定したときは、入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を公表するものとする。

(資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期間は、有資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録した日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、当該有効期間中に引き続き次年度及び次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3項ただし書の規定により申請をした者に係る有効期間は、有資格者名簿に登録した日から当該名簿に登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、当該有効期間中に引き続き次年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第3条第4項の規定により市長が別に定める期間に申請をした者に係る有効期間は、有資格者名簿に登録した日から第1項本文の規定による有効期間が満了する日までとする。ただし、当該有効期間中に引き続き次年度及び次々年度分の申請書を提出した者に係る有効期間の期限については、当該申請に係る有資格者名簿に登録した日の前日までとする。

(審査結果の通知等)

第7条 市長は、有資格者名簿に登録した者については、審査結果の通知を行わないものとする。

2 市長は、第4条第3項の規定により入札参加資格の認定を行わないときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた申請者は、入札参加資格の認定について異議があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に市長に入札参加資格の認定の再審査を請求することができる。

(入札参加者の基準)

第8条 市長は、有資格者名簿に登録された者のうち次に掲げる事項に留意して入札に参加させることができる者を決定する。

(1) 不誠実な行為の有無

(2) 業務成績及び手持業務の状況

(3) 経営状態

(4) 当該業務における技術的適性

(入札参加者の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有資格者名簿に登録された者以外の者を入札に参加させることができる。

(1) 性質又は目的により必要があるとき。

(2) 災害等により緊急を要するとき。

(3) 特別な技術を要するとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(随意契約の方法による場合の規定の準用)

第10条 前2条の規定は、随意契約の方法による場合の請負者の選定について準用する。この場合において、第8条中「入札参加者」とあるのは「請負者の選定」と、「入札に参加させる」とあるのは「随意契約を締結する」と、第9条中、「入札参加者」とあるのは「請負者の選定」と、「を入札に参加させる」とあるのは「と随意契約を締結する」とそれぞれ読み替えるものとする。

(資格の認定の取消し等)

第11条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格の認定を取り消し、又は停止することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当するに至ったとき。

(2) 暴力団関係者である等有資格者として適当でないことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格の認定を取り消し、又は停止したときは、その旨を当該有資格者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月26日から施行し、平成18年度の入札参加資格の申請分から適用する。

(大分市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格審査要綱の廃止)

2 大分市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格審査要綱(昭和60年告示第320号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に旧要綱の規定に基づき入札参加資格を有している者の当該入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年1月13日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、現に大分市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査要綱(以下「要綱」という。)第5条に規定する有資格者名簿に登録されている者の入札参加資格は、当該入札参加資格に係る要綱第6条の規定による有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。